



鳥取県公報

平成 30 年 1 月 9 日 (火)
第 8 9 6 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	国土調査の成果の認証 (1) (農地・水保全課) 2 道路施設等管理業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等 (2) (県土総務課) 2 指定障害児通所支援事業者の指定 (3) (西部総合事務所福祉保健局) 5 指定障害福祉サービス事業者の指定 (4) (〃) 5 開発行為に関する工事の完了 (5) (西部総合事務所生活環境局) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (6件) (集中業務課) 6

告 示

鳥取県告示第1号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
倉吉市	平成22年度及び平成23年度	倉吉市(福吉町、瀬崎町、東岩倉町、西岩倉町、越中町、越殿町、広瀬町、鍛冶町一丁目、仲ノ町、新町三丁目及び西町の各一部)の地籍図及び地籍簿	倉吉市福吉町、瀬崎町、東岩倉町、西岩倉町、越中町、越殿町、広瀬町、鍛冶町一丁目、仲ノ町、新町三丁目及び西町の各一部	平成29年1月9日
日野郡日野町	平成26年度から平成28年度まで	日野町(福長の一部[20143140203])の地籍図及び地籍簿	日野町福長の一部	〃
〃	〃	日野町(福長の一部[20143140204])の地籍図及び地籍簿	〃	〃
〃	平成27年度及び平成28年度	日野町(貝原の一部[20153140201])の地籍図及び地籍簿	日野町貝原の一部	〃
日野郡江府町	〃	江府町(大字武庫の一部(20153140304))の地籍図及び地籍簿	江府町大字武庫の一部	〃

鳥取県告示第2号

平成30年度及び平成31年度において県が締結する道路施設等管理業務の委託契約に係る指名競争入札(限定公募型指名競争入札を含む。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

平成30年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 対象業務

県が管理する道路施設等に係る次の(1)から(3)までに掲げる業務

- (1) 除雪業務
- (2) 路面清掃業務
- (3) 消雪施設又は融雪施設(以下「消融雪施設」という。)の保守点検業務

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自ら保有し、又はリース(リース期間の末日が平成32年3月31日以後で、中途に解約することが禁止されているものに限る。)をしている除雪機械(次の表の左欄に掲げる種別に応じ、同表の右欄に掲げる処理能力等を有する機械をいう。以下同じ。)を使用する除雪業務(以下「借上除雪」という。)にあつては、

いずれかの除雪機械及び当該除雪機械を操作することができる免許等を有する職員（常勤の職員に限る。）を県内の営業所に常に備えていること。

除雪トラック	除雪が可能な装置（プラウ）を装備しているもので、4 トン級以上のもの
ドーザー	クローラー型又はホイール型のもので、5 トン級以上のもの
モータグレーダー	ブレードの長さが3.1メートル以上のもの
ロータリー除雪車	ロータリ式ホイール型のもので、定格出力が130馬力以上のもの
スノーローダ	ホイール型のもので、5 トン級以上のもの
小型除雪機（搭乗式）	搭乗式のもので、定格出力が40馬力以上のもの
小型除雪機（ハンドガイド式）	ハンドガイド式のもので、定格出力が5馬力以上のもの
トラクタショベル	ホイール型のもの
凍結防止剤散布車	自走式又は車載式のもので、積載量が0.5立方メートル以上のもの

(3) 県が保有する除雪機械を使用する除雪業務（以下「貸与除雪」という。）にあつては、いずれかの除雪機械を操作することができる免許等を有する職員（常勤の職員に限る。）を県内の営業所に常に備えていること。

(4) 県が保有する路面清掃機械を使用する路面清掃業務にあつては、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 入札参加資格の審査を申請する日前5年以内に、県内において路面清掃車を使用した路面清掃業務又は路面切削を伴う舗装工事の契約を締結し、完了した実績を有すること。

イ 路面清掃機械（次の表に掲げる機械をいう。）を操作することができる免許等を有する職員（常勤の職員に限る。）を県内の営業所に2名以上常に備えていること。

路面清掃車	真空式又はブラシ式のもので、最大積載量が4 トン級以上のもの
散水車	タンク容量が6,500リットル級以上のもの

(5) 消融雪施設の保守点検を行う場合にあつては、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 入札参加資格の審査を申請する日前5年以内に、県内において、国道若しくは県道に設置された消融雪施設の点検業務、新設工事若しくは修繕工事又は国道若しくは県道に埋設された上水道（簡易水道及び工業用水道を含む。）の新設工事若しくは修繕工事の契約を締結し、完了した実績を有すること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業の許可（土木一式工事業に係るものに限る。以下「建設業許可」という。）を受けている者であること。

(6) 3の(1)の書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。

(7) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等を役員、代理人、支配人その他の使用人としている法人若しくは個人でないこと。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(9) 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に未納がないこと。個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税並びに鳥取県の県税に未納がないこと。

(10) 県内に本店を有する者にあつては、労働保険料に未納がないこと。

3 申請手続

(1) 提出書類（各1部）

ア 道路施設等管理業務委託入札参加資格審査申請書

イ 職員調書（消融雪施設保守点検業務を除く。）

当該調書に記載している職員が常勤の職員であることの確認ができる書類及び業務に係る運転免許証等の写しを添付すること。

ウ 借上除雪にあつては、除雪機械調書及び除雪機械内訳

除雪機械の売買契約書又は固定資産台帳の写し（リースの場合にあつては、リース契約書の写し）及び自動車検査証の写し（自動車検査証を有する除雪機械に限る。）を添付すること。また、自動車検査証に記載された車検満了日が平成32年3月31日以前である場合は、誓約書を添付すること。

エ 路面清掃業務にあつては、業務等実績調書

当該調書に記載している業務又は工事の内容が確認できる契約書及び仕様書等の写しを添付すること。

オ 役員等名簿

カ 消融雪施設保守点検業務にあつては、業務等実績調書及び建設業許可の通知書の写し又は証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。）

キ 法人にあつては入札参加資格の審査を申請する日の属する事業年度の前事業年度（決算終了後4月を経過していない場合にあつては、前々事業年度）における貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては入札参加資格の審査を申請する日の属する年の前年（決算終了後4月を経過していない場合にあつては、前々年）における貸借対照表及び損益計算書

ク 2の(9)に掲げる国税及び地方税に未納がないことを証する納税証明書（入札参加資格の審査を申請する日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し

鳥取県の県税に係る納税証明書については、鳥取県県土整備部県土総務課が鳥取県の各県税事務所に鳥取県の県税の納税状況を直接確認することを承諾する場合（(3)ただし書に規定する提出期限までに承諾する場合に限る。）には、提出を要しないものとする。

ケ 鳥取労働局が発行する労働保険料に未納がないことを証する労働保険料納付証明書（入札参加資格の審査を申請する日の属する月又は当該月の前月に交付されたものに限る。）の写し

コ 法人にあつては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書（入札参加資格の審査を申請する日前3月以内に発行されたものに限る。）の写し（個人の場合は、住民票の写し）

サ 県外に本店を有する者が入札等の権限を委任する場合（年間を通じて委任する場合に限る。）は、その旨の委任状

(2) 提出に係る留意事項

提出した書類の内容に変更を生じた場合は、道路施設等管理業務委託入札参加資格審査添付書類変更届及び変更箇所を修正した(1)の書類を(5)の提出先に速やかに提出すること。なお、次の事項に留意すること。

ア 職員調書に記載した者を変更する場合は、当該者の雇用保険被保険者証又は健康保険被保険者証の写しを併せて提出すること。

イ 誓約書に記載した機械について道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第62条に定める継続検査を受けた場合には、除雪機械内訳及び新たに交付された自動車検査証の写しを提出すること。

(3) 提出期間及び時間

平成30年1月9日（金）から平成32年2月21日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、平成30年度初回発注分の1(2)の契約に係る指名競争入札に参加しようとする場合は平成30年2月16日（金）、1(1)及び(3)の契約に係る指名競争入札に参加しようとする場合は平成30年7月6日（金）までに提出すること。

(4) 提出方法

(5)の提出先に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又はこれに相当する信書便の役務によることとし、平成32年2月21日（金）午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 提出先

鳥取県県土整備部県土総務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7347、7454）

(6) その他

申請手続の詳細は、鳥取県のホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/32811.htm>) に掲載するので、提出書類の様式については、ここから入手すること。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から平成32年3月31日（入札参加資格を付与された者が、2に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなった場合にあっては、知事が当該事実を確認した日の前日）まで

6 その他

随意契約の相手方を決定する場合においては、緊急を要する場合その他特別の事由がある場合を除き、この告示で定める入札参加資格を有する者に対し、見積書の提出を依頼するものとする。

鳥取県告示第3号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成30年1月9日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人 ever green	米子市米原一丁目8-13	ワークショップ フリージア	米子市錦海町三丁目7-2	放課後等デイサービス	平成29年12月21日

鳥取県告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成30年1月9日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人 ever green	米子市米原一丁目8-13	green works	米子市錦海町三丁目7-2	就労継続支援 B型	平成29年12月21日

鳥取県告示第5号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成30年1月9日

鳥取県西部総合事務所長 中山 貴 雄

1 開発許可の年月日及び番号

平成29年11月22日 鳥取県指令第201700209247号

2 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字富吉

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市一部183-2
株式会社伯耆のきのこ
代表取締役 三嶋 真樹

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県庁舎で使用する電気の供給

予定使用電力量（供給期間総計）9,731,340キロワット時

予定使用電力量は、平成28年10月から平成29年9月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。ただし、平成30年度以降において、本件公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

鳥取市東町一丁目220及び271 鳥取県庁舎

(5) 入札書の記載方法等

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成30年1月18日（木）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成30年1月9日（火）から同年2月27日（火）（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 平成30年1月9日(火)から同年2月27日(火)(再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 平成30年2月2日(金)において、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針(平成28年12月14日付第201600115735号)第5条に定める入札参加要件を満たしている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課集中化業務担当

電話 0857-26-7497

電子メール shuchugyoumu@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成30年1月9日(火)から同年2月2日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/262605.htm>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成30年1月9日(火)から同年2月2日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年2月27日(火)午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月26日(月)午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎6階第36会議室

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記するとともに本件調達案件の名称を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類(以下「事前提出資料」という。)を、4の(1)の場所に平成30年2月2日(金)午後5時までに郵送又は持参の方法により提

出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori Prefectural Government building 9,731,340 kWh

(2) February 2, 2018 5:00 PM: Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation

(3) February 27, 2018 10:00 AM: Time-limit for the submission of tenders

February 26, 2018 5:00 PM: Time-limit for the submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : Office of Procurement Services, Bureau of Finances and Accounts, Contracts and Supplies Office, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7497

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県警察本部庁舎で使用する電気の供給

予定使用電力量（供給期間総計）6,317,208キロワット時

予定使用電力量は、平成28年10月から平成29年9月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。ただし、平成30年度以降において、本件公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

(5) 入札書の記載方法等

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成30年1月18日（木）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成30年1月9日（火）から同年2月27日（火）（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成30年1月9日（火）から同年2月27日（火）（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 平成30年2月2日（金）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）第5条に定める入札参加要件を満たしている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課集中化業務担当

電話 0857-26-7497

電子メール shuchugyoumu@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成30年1月9日（火）から同年2月2日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/262605.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成30年1月9日（火）から同年2月2日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年2月27日（火）午前10時20分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月26日（月）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎6階第36会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記するとともに本件調達案件の名称を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の(1)の場所に平成30年2月2日（金）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の

規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori Prefectural Police Headquarters Office building 6,317,208 kWh

(2) February 2, 2018 5:00 PM: Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation

(3) February 27, 2018 10:20 AM: Time-limit for the submission of tenders

February 26, 2018 5:00 PM: Time-limit for the submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : Office of Procurement Services, Bureau of Finances and Accounts, Contracts and Supplies Office, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7497

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県の知事部局及び警察本部の所管施設で使用する電気の供給（東部）

予定使用電力量（供給期間総計）4,063,136キロワット時

予定使用電力量は、平成28年10月から平成29年9月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成30年6月1日から平成32年5月31日までとする。ただし、平成30年度以降において、本件公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものと

する。

(4) 供給場所

八頭郡八頭町郡家100 八頭庁舎ほか22施設

(5) 入札書の記載方法等

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成30年1月18日（木）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成30年1月9日（火）から同年2月27日（火）（再度入札を行う場合にあつては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成30年1月9日（火）から同年2月27日（火）（再度入札を行う場合にあつては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 平成30年2月2日（金）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）第5条に定める入札参加要件を満たしている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課集中化業務担当

電話 0857-26-7497

電子メール shuchugyoumu@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成30年1月9日（火）から同年2月2日（金）までの間にインターネットのホームページ

ジ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/262605.htm>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成30年1月9日（火）から同年2月2日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年2月27日（火）午前10時40分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月26日（月）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎6階第36会議室

5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記するとともに本件調達案件の名称を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の（1）の場所に平成30年2月2日（金）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

（3）入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2）入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

（3）契約書作成の要否等

要

（4）落札者の決定方法

本件調達公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Yazu Prefectural Government Office and 22 facilities. 4,063,136 kWh
- (2) February 2, 2018 5:00 PM: Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation
- (3) February 27, 2018 10:40 AM: Time-limit for the submission of tenders
February 26, 2018 5:00 PM: Time-limit for the submission of tenders by registered mail
- (4) Contact point for the notice : Office of Procurement Services, Bureau of Finances and Accounts, Contracts and Supplies Office, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan
TEL 0857-26-7497

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県の知事部局及び警察本部の所管施設で使用する電気の供給（中・西部）

予定使用電力量（供給期間総計）4,363,796キロワット時

予定使用電力量は、平成28年10月から平成29年9月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成30年6月1日から平成32年5月31日までとする。ただし、平成30年度以降において、本件公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

日野郡日野町根雨140-1 日野振興センターほか19施設

(5) 入札書の記載方法等

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成30年1月18日（木）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 平成30年1月9日（火）から同年2月27日（火）（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成30年1月9日（火）から同年2月27日（火）（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 平成30年2月2日（金）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）第5条に定める入札参加要件を満たしている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課集中化業務担当

電話 0857-26-7497

電子メール shuchugyoumu@pref.tottori.lg.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成30年1月9日（火）から同年2月2日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/262605.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成30年1月9日（火）から同年2月2日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）

により、(1)の場所を送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年2月27日(火)午前11時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月26日(月)午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎6階第36会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記するとともに本件調達案件の名称を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類(以下「事前提出資料」という。)を、4の(1)の場所に平成30年2月2日(金)午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Hino Promotion Center and 19 facilities. 4,363,796 kWh

(2) February 2, 2018 5:00 PM: Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation

- (3) February 27, 2018 11:00 AM: Time-limit for the submission of tenders
February 26, 2018 5:00 PM: Time-limit for the submission of tenders by registered mail
- (4) Contact point for the notice : Office of Procurement Services, Bureau of Finances and Accounts,
Contracts and Supplies Office, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi
680-8570 Japan
TEL 0857-26-7497

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県教育委員会所管施設で使用する電気の供給（東部）

予定使用電力量（供給期間総計）4,727,616キロワット時

予定使用電力量は、平成28年10月から平成29年9月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成30年6月1日から平成32年5月31日までとする。ただし、平成30年度以降において、本件公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

鳥取市伏野1550-1 白兔養護学校ほか12施設

(5) 入札書の記載方法等

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成30年1月18日（木）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成30年1月9日（火）から同年2月27日（火）（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付

出第157号) 第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 平成30年1月9日(火)から同年2月27日(火)(再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 平成30年2月2日(金)において、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針(平成28年12月14日付第201600115735号)第5条に定める入札参加要件を満たしている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課集中化業務担当

電話 0857-26-7497

電子メール shuchugyoumu@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成30年1月9日(火)から同年2月2日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/262605.htm>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成30年1月9日(火)から同年2月2日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年2月27日(火)午前11時20分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月26日(月)午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎6階第36会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記するとともに本件調達案件の名称を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類(以下「事前提出資

料」という。)を、4の(1)の場所に平成30年2月2日(金)午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Prefectural Hakuto School for children with special needs and 12 facilities. 4,727,616 kWh

(2) February 2, 2018 5:00 PM: Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation

(3) February 27, 2018 11:20 AM: Time-limit for the submission of tenders

February 26, 2018 5:00 PM: Time-limit for the submission of tenders by registered mail

(4) Contact point for the notice : Office of Procurement Services, Bureau of Finances and Accounts, Contracts and Supplies Office, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7497

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年1月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県教育委員会所管施設で使用する電気の供給（中・西部）

予定使用電力量（供給期間総計）5,874,356キロワット時

予定使用電力量は、平成28年10月から平成29年9月までの使用実績を参考に算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成30年6月1日から平成32年5月31日までとする。ただし、平成30年度以降において、本件公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

米子市蚊屋343 米子養護学校ほか12施設

(5) 入札書の記載方法等

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成30年1月18日（木）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成30年1月9日（火）から同年2月27日（火）（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成30年1月9日（火）から同年2月27日（火）（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 平成30年2月2日（金）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針（平成28年12月14日付第201600115735号）第5条に定める入札参加要件を満たしている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課集中化業務担当
電話 0857-26-7497
電子メール shuchugyoumu@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課
電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成30年1月9日（火）から同年2月2日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/262605.htm>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成30年1月9日（火）から同年2月2日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成30年2月27日（火）午前11時40分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月26日（月）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎6階第36会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記するとともに本件調達案件の名称を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の(1)の場所に平成30年2月2日（金）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号）第 18 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

2 の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

- (3) 契約書作成の要否等

要

- (4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した電気の供給ができると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

- (5) 手続における交渉の有無

無

- (6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Prefectural Yonago School for children with special needs and 12 facilities. 5,874,356 kWh

- (2) February 2, 2018 5:00 PM: Time-limit for the submission of documents for qualification confirmation

- (3) February 27, 2018 11:40 AM: Time-limit for the submission of tenders

February 26, 2018 5:00 PM: Time-limit for the submission of tenders by registered mail

- (4) Contact point for the notice : Office of Procurement Services, Bureau of Finances and Accounts, Contracts and Supplies Office, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL 0857-26-7497